

会費に関する規則

(平成 30 年 6 月 12 日制定)

(目的)

第 1 条 この規則は、一般社団法人電子決済等代行業者協会(以下、「本協会」という。)定款第 10 条の規定に関し、会費について定めることを目的とする。

(会費の納付)

第 2 条 理事会から入会を承認した旨の通知を受領した入会申込者は、会費を当該通知を受領した日の属する月の翌月末までに本協会からの請求に基づき、納付しなければならない。

(入会者への会費の額の通知)

第 3 条 入会申込者が入会について理事会の承認を得たときは、本協会は、会費の額、納入期限並びに入会に関し必要な事項を、遅滞なく当該入会申込者に通知するものとする。

(会費の額)

第 4 条 定款第 10 条に定める会費の額は、別表会費基準による。ただし、第 1 種会員又は第 2 種会員のうち API 部門及び API 非利用部門の双方の会員でもある会員の会費の額は、別表会費基準に定める各部門の該当する会費の額を合算した金額とする。

(第 1 種会員及び第 2 種会員の会費納付の取扱い)

第 5 条 第 1 種会員及び第 2 種会員は、前条に定められた年会費 1 年分を、本協会からの請求に基づき一括で納付しなければならない。

2 前項の定めにかかわらず、理事会の承認を受けた場合は年会費を分割払いすることができる。

3 第 1 種会員及び第 2 種会員は、事業年度途中で、部門間を移動し、又は会員種別を変更した会員については、当該変更がなされた月の翌月より変更後の会費を適用するものとし、月割で会費を計算するものとする。この場合、円未満の端数は切り捨てる。

(第 1 種会員及び第 2 種会員の退会に伴う会費の扱い)

第 6 条 第 1 種会員又は第 2 種会員が退会する場合、納付済の年会費は返還しない。

2 前条第 2 項の定めにより年会費の分割払いを認められた会員が退会する場合、年会費の未納分を支払うものとする。

(第 1 種会員及び第 2 種会員以外の会員の会費の取扱い)

第 7 条 金融機関会員、賛助会員及び特別会員は、毎年 4 月 1 より翌年 3 月 31 日までの 1 年間を年度とし、加入年度の年会費を本協会からの請求に基づき一括で納付しなければならない。

2 金融機関会員、賛助会員及び特別会員が年度の途中で入会した場合、理事会で入会が承認された日を含む月の翌月を始期とし、月割で会費を計算するものとする。この場合、円未満の端数は切り捨てる。

3 金融機関会員、賛助会員及び特別会員が年度の途中で退会する場合、所定の届出が受理された日を含む月を終期とし、月割で会費を計算したうえ未経過分の月割り会費を返却する。この場合、円未満の端数は切り捨てる。

(事業承継等の場合の会費承継の特例)

第8条

会員が、事業の全部又は重要な一部に関して、事業譲渡、合併又は会社分割その他の会社組織の再編行為による別の法人への事業承継を決定した場合であって、これらの行為に伴い退会するときは、当該事業承継を受けた法人が入会する場合には、退会する会員の納入した会費は新たに入会する法人の会費として引き継がれることとし、退会した会員の納付した会費の残期間について、新たに入会する法人はその会費を納めることを要さないものとする。

(納付の方法)

第9条 本協会の会費は、日本円にて納付する。

2 納付の方法は、本協会の指定する預金口座への振込送金の方法により行われる。

3 会費の振込に係る手数料は、当該会員の負担とする。

(改廃)

第10条 この規則の改廃は、社員総会の決議を得て行うものとする。

附 則

第1条 この規則は、平成30年6月12日から施行する。

第2条 この規則施行時に、既に会員であった者の会費の処理については別途、理事会の決議による。

(別表) 会費基準

全会員種別に共通する入会金の取扱について

特別会員に対して別途理事会が定めるところにより請求する場合を除き、各種別の会員が入会する際の入会金は0円とする。

第1種会員・第2種会員共通

会員種別名	会員種別の定義	年会費
API 会員	銀行のオープン API 又はウェブスクレイピングの利用(予定)の利用により電子決済等代行業務を行う第1種会員又は第2種会員	200 万円
API 非利用会員	銀行のオープン API 又はウェブスクレイピング以外の方法の利用(予定)により電子決済等代行業務を行う第1種会員又は第2種会員	5 万円

第1種会員及び第2種会員に関する注記事項

- API 会員及びAPI 非利用会員の双方の定義に該当する会員は、いずれか一方多額の年会費を支払うものとする。
- 資本金(準備金を含む)1億円未満かつ従業員数100名未満の事業者、もしくは、API 接続する金融機関数が10未満の事業者の場合は、年会費を4分の1とする。

金融機関会員

金融庁の定める預金等取扱金融機関をいい、年会費は30万円とする。

賛助会員・特別会員

会員種別	会員種別の定義	年会費
賛助会員	本協会の目的に賛同し、特に財政的支援を行う者	5 万円 / 1 口
特別賛助会員	本協会の目的に賛同し、システム構築・運用等の観点から協力を行う者	5 万円 / 40 口
特別会員	官公庁、公益性を有する団体、もしくは業界団体等であって理事会が認める者	別途理事会において定める

賛助会員及び特別会員に関する注記事項

- 個人は1口以上、法人は10口以上の申込を要する。
- 学生起業家である者、その他特段の事情がある場合には、理事会の承認により会費を減額又は免除することが出来る。

- 大学、大学院、専門学校その他の教育機関若しくは研究機関、又はそれらに所属する学生団体、クラブ若しくはサークルについては、アカデミック枠として、理事会が定めるところにより、賛助会員及び準賛助会員の会費を減額又は免除することができる。

令和元年8月6日 一部改正

令和2年6月24日 一部改正

令和4年6月30日 一部改正

令和5年6月29日 一部改正